



発行 東京都

目次

62

訓 令（教）

○東京都教育委員会デジタルサービス開発・運用規程……………一

訓 令（選）

○東京都選挙管理委員会デジタルサービス開発・運用規程……………五

訓 令（監）

○東京都監査委員デジタルサービス開発・運用規程……………九

訓 令（教）

●東京都教育委員会訓令第七号

都立中等学校	都立特別支援学校	都立中等教育学校	都立高等学校	事業所	教育庁出張所	教育事務所	教育庁
--------	----------	----------	--------	-----	--------	-------	-----

東京都教育委員会電子情報処理規程（平成八年東京都教育委員会訓令第十六号）の全部を次のように改正する。

令和五年七月二十八日

都立小學校
東京都教育委員会

東京都教育委員会デジタルサービス開発・運用規程

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 デジタルサービスの推進体制（第五条―第十条）

第三章 デジタルサービスの開発管理

第一節 デジタル関連施策の企画（第十一条）

第二節 プロジェクト監理（第十二条・第十三条）

第三節 情報処理システムの開発（第十四条）

第四節 情報処理システムの評価（第十五条・第十六条）

第四章 データ通信ネットワークの運用管理（第十七条―第二十一条）

第五章 電子計算機及び電子情報の管理

第一節 電子計算機の管理（第二十二条―第二十四条）

第二節 電子情報の管理（第二十五条）

第三節 サイバーセキュリティ対策（第二十六条）

第六章 委託処理（第二十七条―第三十条）

第七章 雑則（第三十一条・第三十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規程は、東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）におけるデジタルサービスの推進体制及び開発管理、データ通信ネットワークの運用管理、電子計算機及び電子情報の管理等に関し基本的な事項を定めることにより、電子情報処理の適切かつ円滑な推進と効率的な運用を促進し、質の高いデジタルサービスの安定的な

提供に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 部 東京都教育庁処務規則（昭和四十五年東京都教育委員会規則第三十四号）第二条第一項に規定する部並びにこれに相当する部、所の部及び事業所をいう。
- 二 課 部の課並びにこれに相当する室、所の課、事業所及び都立学校をいう。
- 三 電子計算機 演算装置、制御装置、記憶装置及び入出力装置からなる電子情報処理装置をいう。
- 四 情報処理システム 電子情報を電子計算機、端末装置、通信回線等により、一体的に処理する体系をいう。
- 五 電子情報処理 情報処理システム及び情報通信技術を用いて、電子情報に関する処理をすることをいう。
- 六 デジタルサービス 電子情報処理を活用して提供するサービスをいう。
- 七 デジタル関連施策 デジタルサービスの開発（改良を含む。）、運用その他デジタル技術を活用して実施する事業をいう。
- 八 プロジェクト デジタル関連施策について開発や調達の単位ごとに区切ったものをいう。
- 九 システム評価 情報処理システムを総合的に点検し、評価することをいう。
- 十 共通基盤サービス 東京都デジタルサービス開発・運用規程（令和五年東京都訓令第三十五号）第二条第十四号に規定する共通基盤サービスをいう。
- 十一 主管部長 デジタルサービスに係る事務を担当する部長及び担当部長をいう。
- 十二 最高情報責任者 東京デジタルファースト条例施行規則（令和二年東京都規則第四百十六号。以下「規則」という。）第二条の二第一項で定める最高情報責任者をいう。
- 十三 データ通信ネットワーク 本庁舎と事業所とを接続するネットワークのうち、教育委員会が管理するものをいう。

(電子情報処理の原則)

第三条 電子情報処理については、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の定めるところにより、個人情報の保護に万全の措置を講ずるとともに、公正かつ効率的な行政運営が確保されるようにしなければならない。

(行政手続等における電子情報処理)

第四条 教育委員会の所管する手続等に関し、規則の施行については、特別の定めがあるものを除くほか、次に定めるところによる。

- 一 規則第四条第一項又は第八条第一項に規定する都の機関等の定めるところとは、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める様式、手順、方法をいう。
- 二 規則第四条第二項ただし書に規定する都の機関等の定める方法は、次のいずれかを行うことをいう。
 - (一) 申請等をする者の識別番号及び暗証番号を入力すること。
 - (二) 教育委員会が記録している申請等をする者しか知り得ない事項その他の当該申請等をする者を特定するために必要な事項を入力すること。
 - (三) 教育委員会が申請等をする場合において、情報処理システムであつて、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うこと。
- 三 規則第八条第二項に規定する都の機関等の定める方法は、教育委員会が行つた処分通知等の真正性を確認できる措置であつて、教育長が別に定める方法によること又は都の機関等（東京デジタルファースト条例（平成十六年東京都条例第四百七十七号）第二条第二号に規定する都の機関等をいう。）に対して処分通知等を行う場合において、情報処理システムであつて、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うことをいう。
- 四 規則第十二条第二項に規定する都の機関等の定める方法は、作成等を行う場合において、情報処理システムであつて、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うことをいう。
- 五 前各号に定めるもののほか、規則において都の機関等が定めることとしているものは、教育長が別に定めるものとする。

第二章 デジタルサービスの推進体制

(デジタルサービス推進の体制)

第五条 デジタルサービスの推進は、デジタル関連施策推進担当部門及び部が行う。

2 デジタル関連施策推進担当部門は、総務部とする。

3 デジタル関連施策推進担当部門及び部は、相互に連絡を保ち、デジタルサービスの確な開発及び運用を行うものとする。

(デジタル関連施策推進担当部門の処理事項)

第六条 デジタル関連施策推進担当部門の処理事項は、次のとおりとする。

一 デジタル関連施策に係る指針の策定に関すること。

二 デジタル関連予算の調整及びプロジェクト監理に関すること。

三 デジタルサービスの開発(リリース判定を含む。)及び維持に係る協議に関すること。

四 電子情報処理に係る総合調整に関すること。

五 情報処理システムに係る調査、企画及び基本的計画の立案に関すること。

六 システム評価に関すること。

七 共通基盤サービスの利用に関する調整に関すること。

(部の処理事項)

第七条 部の処理事項は、次のとおりとする。

一 一部のデジタル関連施策に係る計画の立案に関すること。

二 デジタルサービスの開発及び維持管理に関すること。

(デジタル関連施策推進担当部門及び部の共管事項)

第八条 デジタル関連施策推進担当部門及び部は、次の事項を処理する。

一 デジタル関連施策推進担当部門と部とが実施するプロジェクトの一元的な監理に
関すること。

二 デジタルサービスの推進に関すること。

三 電子情報処理に従事する者の育成に関すること。

(情報処理指導主任の設置)

第九条 課に情報処理指導主任を置く。ただし、教育長が情報処理指導主任を置く必要がないと認める課については、この限りでない。

2 情報処理指導主任は、教育長が任免する。ただし、都立学校に置く情報処理指導主任については校長が指定する者をもって充てる。

(情報処理指導主任の職務)

第十条 情報処理指導主任は、その所属する課における次の事項を取り扱う。

一 電子情報処理に関する指導及び教育に関すること。

二 電子情報処理の促進及び改善に関すること。

三 電子情報、ソフトウェア、ハードウェア及びネットワーク(以下「情報資産」という。)の適正な管理に関すること。

四 前三号に定めるもののほか、電子情報処理に関し必要なこと。

第三章 デジタルサービスの開発管理

第一節 デジタル関連施策の企画

(デジタル関連施策の企画)

第十一条 主管部長は、デジタル関連施策を企画しようとするときは、次の事項について検討しなければならない。

一 施策の目的とデジタルサービスが担う範囲

二 デジタルサービスの実現に向けた一又は複数のプロジェクトの推進体制の構築

三 プロジェクトの効果を測定する指標

第二節 プロジェクト監理

(プロジェクト監理の目的)

第十二条 プロジェクト監理は、前条各号に規定する検討項目を踏まえ、デジタルサービスの品質の確保及び向上を目的として行わなければならない。

(プロジェクト監理の実施)

第十三条 企画調整担当部長及び主管部長は、デジタルサービスの開発(リリース判定を含む。)及び維持に係る協議を行わなければならない。

2 プロジェクト監理及び協議の方法については、企画調整担当部長が、最高情報責任者と調整の上、別に定める。

第三節 情報処理システムの開発

(情報処理システムの開発)

第十四条 主管部長は、情報処理システムの開発（修正を含む。）をしようとするときは、次の事項について調査検討しなければならない。

- 一 経費の節減効果
- 二 事務処理の効率化及び簡素化
- 三 都民サービスの向上
- 四 既存の情報資産の活用
- 五 情報の保護等の安全策
- 六 システム化の対象範囲
- 七 システム化の実現方法

第四節 情報処理システムの評価

(システム評価の目的)

第十五条 システム評価は、前条各号に規定する調査検討項目を踏まえ、情報処理システムの有効性、効率性、信頼性、安全性等の確保及び向上を目的として行わなければならない。

(システム評価の実施)

第十六条 企画調整担当部長は、情報処理システムについて、開発計画の立案、開発過程及び運用の各段階でシステムの評価を行わなければならない。

2 システム評価の実施方法については、企画調整担当部長が、最高情報責任者と調整の上、別に定める。

第四章 データ通信ネットワークの運用管理

(ネットワーク管理の基本)

第十七条 主管部長は、データ通信ネットワークの安全性及び信頼性の向上を図り、データ通信ネットワークの効率的かつ円滑な運用が確保されるように努めなければならない。

2 主管部長は、データ通信ネットワークを利用して処理される機密を要する電子情報の保護に万全の措置を講じなければならない。

(ネットワークの利用)

第十八条 主管部長は、電子情報処理をオンラインで行う場合は、原則としてデータ通

信ネットワークを利用しなければならない。

第十九条 主管部長は、新たにデータ通信ネットワークを利用し、データ通信ネットワークの利用方法を変更し、又はデータ通信ネットワークの利用を廃止するときは、企画調整担当部長に協議しなければならない。

(ネットワークの接続管理)

第二十条 主管部長は、情報処理システムをデータ通信ネットワークに安全かつ確実に接続させるため、データ通信ネットワークの接続管理を行わなければならない。

(ネットワーク設備の管理)

第二十一条 主管部長は、データ通信ネットワークに係る設備の正常な稼動を確保するように努めなければならない。

第五章 電子計算機及び電子情報の管理

第一節 電子計算機の管理

(電子計算機の設置及び管理)

第二十二条 主管部長は、必要に応じて電子計算機を設置し、管理することができる。

(電子計算機の買入れ等の協議)

第二十三条 主管部長は、前条の規定により電子計算機を設置し、管理する場合において、電子計算機の買入れ又は借入れをしようとするときは、あらかじめ企画調整担当部長に協議しなければならない。ただし、企画調整担当部長が別に定める場合は、この限りでない。

(電子計算機に係る契約の報告)

第二十四条 主管部長は、電子計算機の買入れ又は借入れの契約を締結したときは、速やかに企画調整担当部長に報告しなければならない。ただし、企画調整担当部長が別に定める場合は、この限りでない。

第二節 電子情報の管理

(データ相互利用の協議等)

第二十五条 主管部長は、他の主管部長が管理するデータを利用しようとするときは、あらかじめ当該他の主管部長に協議するものとする。

2 前項の規定により協議を受けた主管部長は、当該利用の目的を検討の上、データの

利用の適否及び取扱いについて、企画調整担当部長及び協議を行った主管部長に通知するものとする。

3 主管部長は、教育委員会以外の団体にデータを提供する必要がある場合は、あらかじめ企画調整担当部長に協議するものとする。

第三節 サイバーセキュリティ対策

(七セキュリティ対策の基本)

第二十六条 教育長は、サイバーセキュリティ対策実施体制を整備し、サイバー攻撃等の脅威から情報資産を守り、高度な安全性の確保に努めなければならない。

2 前項の実施に当たっては、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準に基づくものとする。

第六章 委託処理

(委託処理)

第二十七条 主管部長は、委託により電子情報処理（以下「委託処理」という。）をすることができる。

(委託処理の留意事項)

第二十八条 主管部長は、委託処理の契約に当たっては、次に定める事項を特約しなければならない。

- 一 秘密の保持に関すること。
- 二 目的外使用の禁止に関すること。
- 三 委託処理により生じたものの権利の帰属に関すること。
- 四 電子情報処理の基本となる記録媒体及び記録物の保存方法及び保存期間に関すること。
- 五 処理条件に関すること。

2 前項に定めるもののほか、委託処理に係る必要事項は、企画調整担当部長が別に定める。

(委託処理の協議)

第二十九条 主管部長は、委託処理をしようとするとき又は委託処理の内容を変更しようとするときは、あらかじめ企画調整担当部長に協議しなければならない。ただし、

企画調整担当部長が別に定める場合は、この限りでない。

(委託処理の報告)

第三十条 主管部長は、委託処理の契約を締結したときは、速やかに企画調整担当部長に報告しなければならない。ただし、企画調整担当部長が別に定める場合は、この限りでない。

第七章 雑則

(状況調査等)

第三十一条 企画調整担当部長は、必要があると認めるときは、デジタルサービスの開発、運用等について調査し、又は主管部長に報告を求めることができる。

(委任)

第三十二条 この規程の施行に関し必要な事項は、企画調整担当部長が別に定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓令(選)

●東京都選挙管理委員会訓令第六号

東京都選挙管理委員会事務局

東京都選挙管理委員会電子情報処理規程（平成二十年東京都選挙管理委員会訓令第一号）の全部を次のように改正する。

令和五年七月二十八日

東京都選挙管理委員会

東京都選挙管理委員会デジタルサービス開発・運用規程

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 デジタルサービスの推進体制（第五条―第十条）
- 第三章 デジタルサービスの開発管理
- 第一節 デジタル関連施策の企画（第十一条）
- 第二節 プロジェクト監理（第十二条・第十三条）

第三節 情報処理システムの開発(第十四条)

第四節 情報処理システムの評価(第十五条・第十六条)

第四章 データ通信ネットワークの運用管理(第十七条―第二十一条)

第五章 電子計算機及び電子情報の管理

第一節 電子計算機の管理(第二十二条―第二十四条)

第二節 電子情報の管理(第二十五条)

第三節 サイバーセキュリティ対策(第二十六条)

第六章 委託処理(第二十七条―第三十条)

第七章 雑則(第三十一条・第三十二条)

附則
第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、デジタルサービスの推進体制及び開発管理、データ通信ネットワークの運用管理、電子計算機及び電子情報の管理等に関し基本的な事項を定めることにより、電子情報処理の適切かつ円滑な推進と効率的な運用を促進し、質の高いデジタルサービスの安定的な提供に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 課 東京都選挙管理委員会事務局処務規程(昭和四十四年東京都選挙管理委員会訓令甲第一号)第三条に規定する課をいう。

二 電子計算機 演算装置、制御装置、記憶装置及び入出力装置からなる電子情報処理装置をいう。

三 情報処理システム 電子情報を電子計算機、端末装置、通信回線等により、一体的に処理する体系をいう。

四 電子情報処理 情報処理システム及び情報通信技術を用いて、電子情報に関する処理をすることをいう。

五 デジタルサービス 電子情報処理を活用して提供するサービスをいう。

六 デジタル関連施策 デジタルサービスの開発(改良を含む。)、運用その他デジタル技術を活用して実施する事業をいう。

七 プロジェクト デジタル関連施策について開発や調達の単位ごとに区切ったものをいう。

八 システム評価 情報処理システムを総合的に点検し、評価することをいう。

九 データ通信ネットワーク 東京都デジタルサービス開発・運用規程(令和五年東京都訓令第三十五号。以下「都規程」という。)第二条第十一号に規定するネットワークをいう。

十 中央コンピュータ室 情報処理システムの稼働に必要となる専用の電源設備、監視設備、空調設備、免震床設備等を有する区画をいう。

十一 共通基盤サービス 都規程第二条第十四号に規定する共通基盤サービスをいう。

十二 最高情報責任者 東京デジタルファースト条例施行規則(令和二年東京都規則第四百十六号。以下「規則」という。)第二条の二第一項に規定する最高情報責任者をいう。

(電子情報処理の原則)

第三条 電子情報処理については、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の定めるところにより、個人情報の保護に万全の措置を講ずるとともに、公正かつ効率的な行政運営が確保されるようにしなければならない。

(行政手続等における電子情報処理)

第四条 東京都選挙管理委員会の所管する手続等に関し、規則の施行については、特別の定めがあるものを除くほか、次に定めるところによる。

一 規則第四条第一項又は第八条第一項に規定する都の機関等の定めるところとは、事務局長が定める様式、手順、方法をいう。

二 規則第四条第二項ただし書に規定する都の機関等の定める方法は、次のいずれかを行うことをいう。

(一) 申請等をする者の識別番号及び暗証番号を入力すること。

(二) 東京都選挙管理委員会が記録している申請等をする者しか知り得ない事項その他の当該申請等をする者を特定するために必要な事項を入力すること。

(三) 東京都選挙管理委員会が申請等をする場合において、情報処理システムであつて、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うこと。

三 規則第八条第二項に規定する都の機関等の定める方法は、東京都選挙管理委員会が行つた処分通知等の真正性を確認できる措置であつて、事務局長が別に定める方法によること又は都の機関等に対して処分通知等を行う場合において、情報処理システムであつて、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うことをいう。

四 規則第十二条第二項に規定する都の機関等の定める方法は、作成等を行う場合において、情報処理システムであつて、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うことをいう。

五 前各号に定めるもののほか、規則において都の機関等が定めることとしているものは、事務局長が別に定めるものとする。

第二章 デジタルサービスの推進体制

(デジタルサービス推進の体制)

第五条 デジタルサービスの推進は、情報化推進担当部門及び課が行う。

2 情報化推進担当部門は、総務課とする。

3 情報化推進担当部門及び課は、相互に連絡を保ち、デジタルサービスの的確な開発及び運用を行うものとする。

(情報化推進担当部門の処理事項)

第六条 情報化推進担当部門の処理事項は、次のとおりとする。

一 デジタル関連施策に係る指針の策定に関すること。

二 デジタル関連予算の調整及びプロジェクト監理に関すること。

三 デジタルサービスの開発（リリース判定を含む。）及び維持に係る協議に関すること。

四 電子情報処理に係る総合調整に関すること。

五 情報処理システムに係る調査、企画及び基本的計画の立案に関すること。

六 データ通信ネットワークの運用及び管理に関すること。

七 共通基盤サービスの利用及び中央コンピュータ室の利用に係るデジタルサービス

局との調整に関すること。

(課の処理事項)

第七条 課の処理事項は、次のとおりとする。

一 課のデジタル関連施策に係る計画の立案に関すること。

二 デジタルサービスの開発（修正を含む。以下同じ。）及び維持管理に関すること。
(情報化推進担当部門及び課の共管事項)

第八条 情報化推進担当部門及び課は、次の事項を処理する。

一 情報化推進担当部門と課とが実施するプロジェクトの一元的な監理に関すること。

二 デジタルサービスの推進に関すること。

三 電子情報処理に従事する者の育成に関すること。

(情報処理指導主任の設置)

第九条 課に情報処理指導主任を置く。ただし、事務局長が情報処理指導主任を置く必要がないと認める課については、この限りでない。

2 情報処理指導主任は、事務局長が任免する。

(情報処理指導主任の職務)

第十条 情報処理指導主任は、その所属する課における次の事項を取り扱う。

一 電子情報処理に関する指導及び教育に関すること。

二 電子情報処理の促進及び改善に関すること。

三 電子情報、ソフトウェア、ハードウェア及びネットワーク（以下「情報資産」という。）の適正な管理に関すること。

四 前三号に定めるもののほか、電子情報処理に関し必要なこと。

第三章 デジタルサービスの開発管理

第一節 デジタル関連施策の企画

(デジタル関連施策の企画)

第十一条 課長は、デジタル関連施策を企画しようとするときは、次の事項について検討しなければならない。

一 施策の目的とデジタルサービスが担う範囲

二 デジタルサービスの実現に向けた一又は複数のプロジェクトの推進体制の構築

三 プロジェクトの効果測定する指標

第二節 プロジェクト監理

(プロジェクト監理の目的)

第十二条 プロジェクト監理は、前条各号に規定する検討項目を踏まえ、デジタルサービスの品質の確保及び向上を目的として行わなければならない。

(プロジェクト監理の実施)

第十三条 課長は、デジタルサービスの開発（リリース判定を含む。）及び維持に係る協議を行わなければならない。

2 プロジェクト監理及び協議の方法については、事務局長が、最高情報責任者と調整の上、別に定める。

第三節 情報処理システムの開発

(情報処理システムの開発)

第十四条 課長は、情報処理システムの開発をしようとするときは、次の事項について調査検討しなければならない。

- 一 経費の節減効果
- 二 事務処理の効率化及び簡素化
- 三 都民サービスの向上
- 四 既存の情報資産の活用
- 五 情報の保護等の安全策
- 六 システム化の対象範囲
- 七 システム化の実現方法

第四節 情報処理システムの評価

(システム評価の目的)

第十五条 システム評価は、前条各号に規定する調査検討項目を踏まえ、情報処理システムの有効性、効率性、信頼性、安全性等の確保及び向上を目的として行わなければならない。

(システム評価の実施)

第十六条 課長は、情報処理システムについて、開発計画の立案、開発過程及び運用の

各段階でシステムの評価を行わなければならない。

2 システム評価の実施方法については、事務局長が、最高情報責任者と調整の上、別に定める。

第四章 データ通信ネットワークの運用管理

(ネットワークの管理の基本)

第十七条 課長は、ネットワークの安全性及び信頼性の向上を図り、データ通信ネットワークの効率的かつ円滑な運用が確保されるように努めなければならない。

2 課長は、データ通信ネットワークを利用して処理される機密を要する電子情報の保護に万全の措置を講じなければならない。

(ネットワークの利用)

第十八条 課長は、電子情報処理をオンラインで行う場合は、原則としてデータ通信ネットワークを利用しなければならない。

第十九条 課長は、新たにデータ通信ネットワークを利用し、データ通信ネットワークの利用方法を変更し、又はデータ通信ネットワークの利用を廃止するときは、事務局長に協議しなければならない。

(ネットワークの接続管理)

第二十条 課長は、情報処理システムをデータ通信ネットワークに安全かつ確実に接続させるため、データ通信ネットワークの接続管理を行わなければならない。

(ネットワーク設備の管理)

第二十一条 課長は、データ通信ネットワークに係る設備の正常な稼働を確保するように努めなければならない。

第五章 電子計算機及び電子情報の管理

第一節 電子計算機の管理

(電子計算機の設置及び管理)

第二十二条 課長は、必要に応じて電子計算機を設置し、管理することができる。

(電子計算機の買入れ等の協議)

第二十三条 課長は、前条の規定により電子計算機を設置し、管理する場合において、電子計算機の買入れ又は借入れをしようとするときは、あらかじめ事務局長に協議し

なければならぬ。ただし、事務局長が別に定める場合は、この限りでない。

(電子計算機に係る契約の報告)

第二十四条 課長は、電子計算機の買入れ又は借入れの契約を締結したときは、速やかに事務局長に報告しなければならない。ただし、事務局長が別に定める場合は、この限りでない。

第二節 電子情報の管理

(データ相互利用の協議)

第二十五条 課長は、他の課長が管理するデータを利用しようとするときは、あらかじめ当該他の課長に協議するものとする。

2 前項の規定により協議を受けた課長は、当該利用の目的を検討の上、データの利用の適否及び取扱いについて、協議を行った課長に通知するものとする。

第三節 サイバーセキュリティ対策

(サイバーセキュリティ対策の基本)

第二十六条 事務局長は、サイバーセキュリティ対策実施体制を整備し、サイバー攻撃等の脅威から情報資産を守り、高度な安全性の確保に努めなければならない。

2 前項の実施に当たっては、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準に基づくものとする。

第六章 委託処理

(委託処理)

第二十七条 課長は、委託により電子情報処理(以下「委託処理」という。)をすることができる。

(委託処理の留意事項)

第二十八条 課長は、委託処理の契約に当たっては、次の各号に定める事項を特約しなければならない。

- 一 秘密の保持に関すること。
- 二 目的外使用の禁止に関すること。
- 三 委託処理により生じたものの権利の帰属に関すること。
- 四 電子情報処理の基本となる記録媒体及び記録物の保存方法及び保存期間に関すること。

こと。

五 処理条件に関すること。

2 前項に定めるもののほか、委託処理に係る必要事項は、デジタルサービス局長が別に定める事項に準ずる。

(委託処理の協議)

第二十九条 課長は、委託処理をしようとするとき又は委託処理の内容を変更しようとするときは、あらかじめ事務局長に協議しなければならない。ただし、事務局長が別に定める場合は、この限りでない。

(委託契約の報告)

第三十条 課長は、委託処理の契約を締結したときは、速やかに事務局長に報告しなければならない。ただし、事務局長が別に定める場合は、この限りでない。

第七章 雑則

(状況調査等)

第三十一条 事務局長は、必要があると認めるときは、デジタルサービスの開発、運用等について調査し、又は課長に報告を求めることができる。

(委任)

第三十二条 この規程の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓令(監)

●東京都監査委員訓令第七号

東京都監査事務局

東京都監査委員電子情報処理規程(平成二十年東京都監査委員訓令第三号)の全部を次のように改正する。

令和五年七月二十八日

東京都監査委員 伊藤 悠
東京都監査委員 伊藤 こういち

東京都監査委員デジタルサービス開発・運用規程

東京都監査委員 茂 垣 之 雄
 東京都監査委員 岩 田 喜 美 枝
 東京都監査委員 松 本 正 一 郎

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 デジタルサービスの推進体制(第五条―第十条)

第三章 デジタルサービスの開発管理

第一節 デジタル関連施策の企画(第十一条)

第二節 プロジェクト監理(第十二条・第十三条)

第三節 情報処理システムの開発(第十四条)

第四節 情報処理システムの評価(第十五条・第十六条)

第四章 データ通信ネットワークの運用管理(第十七条―第二十一条)

第五章 電子計算機及び電子情報の管理

第一節 電子計算機の管理(第二十二条―第二十四条)

第二節 電子情報の管理(第二十五条)

第三節 サイバーセキュリティ対策(第二十六条)

第六章 委託処理(第二十七条―第三十条)

第七章 雑則(第三十一条・第三十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、デジタルサービスの推進体制及び開発管理、データ通信ネットワークの運用管理、電子計算機及び電子情報の管理等に関し基本的な事項を定めることにより、電子情報処理の適切かつ円滑な推進と効率的な運用を促進し、質の高いデジタルサービスの安定的な提供に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め

るところによる。

- 一 課 東京都監査事務局処務規程(昭和五十六年東京都監査委員訓令第2号)第二条に規定する課をいう。
- 二 電子計算機 演算装置、制御装置、記憶装置及び入出力装置からなる電子情報処理装置をいう。
- 三 情報処理システム 電子情報を電子計算機、端末装置、通信回線等により、一体的に処理する体系をいう。
- 四 電子情報処理 情報処理システム及び情報通信技術を用いて、電子情報に関する処理をすることをいう。
- 五 デジタルサービス 電子情報処理を活用して提供するサービスをいう。
- 六 デジタル関連施策 デジタルサービスの開発(改良を含む。)、運用その他デジタル技術を活用して実施する事業をいう。
- 七 プロジェクト デジタル関連施策について開発や調達の単位ごとに区切ったものをいう。
- 八 システム評価 情報処理システムを総合的に点検し、評価することをいう。
- 九 データ通信ネットワーク 東京都デジタルサービス開発・運用規程(令和五年東京都訓令第35号。以下「都規程」という。)
第二条第十一号に規定するネットワークをいう。
- 十 中央コンピュータ室 情報処理システムの稼働に必要となる専用の電源設備、監視設備、空調設備、免震床設備等を有する区画をいう。
- 十一 共通基盤サービス 都規程第二条第十四号に規定する共通基盤サービスをいう。
- 十二 最高情報責任者 東京デジタルファースト条例施行規則(令和二年東京都規則第四百十六号。以下「規則」という。)
第二条の二第一項に規定する最高情報責任者をいう。

(電子情報処理の原則)

第三条 電子情報処理については、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の定めるところにより、個人情報の保護に万全の措置を講ずるとともに、公正かつ効率的な行政運営が確保されるようにしなければならない。

(行政手続等における電子情報処理)

第四条 東京都監査委員の所管する手続等に関し、規則の施行については、特別の定めがあるものを除くほか、次に定めるところによる。

- 一 規則第四条第一項又は第八条第一項に規定する都の機関等の定めるところとは、事務局長（以下「局長」という。）が定める様式、手順、方法をいう。
- 二 規則第四条第二項ただし書に規定する都の機関等の定める方法は、次のいずれかを行うことをいう。

(一) 申請等をする者の識別番号及び暗証番号を入力すること。

(二) 東京都監査委員が記録している申請等をする者しか知り得ない事項その他の当該申請等をする者を特定するために必要な事項を入力すること。

(三) 東京都監査委員が申請等をする場合において、情報処理システムであつて、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うこと。

三 規則第八条第二項に規定する都の機関等の定める方法は、東京都監査委員が行つた処分通知等の真正性を確認できる措置であつて、局長が別に定める方法によること又は都の機関等に対して処分通知等を行う場合において、情報処理システムであつて、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うことをいう。

四 規則第十二条第二項に規定する都の機関等の定める方法は、作成等を行う場合において、情報処理システムであつて、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うことをいう。

五 前各号に定めるもののほか、規則において都の機関等が定めることとしているものは、局長が別に定めるものとする。

第二章 デジタルサービスの推進体制

(デジタルサービス推進の体制)

第五条 デジタルサービスの推進は、情報化推進担当部門及び課が行う。

2 情報化推進担当部門は、総務課とする。

3 情報化推進担当部門及び課は、相互に連絡を保ち、デジタルサービスの確かな開発及び運用を行うものとする。

(情報化推進担当部門の処理事項)

第六条 情報化推進担当部門の処理事項は、次のとおりとする。

- 一 デジタル関連施策に係る指針の策定に関すること。
- 二 デジタル関連予算の調整及びプロジェクト監理に関すること。
- 三 デジタルサービスの開発（リリース判定を含む。）及び維持に係る協議に関すること。

四 電子情報処理に係る総合調整に関すること。

五 情報処理システムに係る調査、企画及び基本的計画の立案に関すること。

六 データ通信ネットワークの運用及び管理に関すること。

七 共通基盤サービスの利用及び中央コンピュータ室の利用に係るデジタルサービス局との調整に関すること。

(課の処理事項)

第七条 課の処理事項は、次のとおりとする。

一 課のデジタル関連施策に係る計画の立案に関すること。

二 デジタルサービスの開発（修正を含む。以下同じ。）及び維持管理に関すること。

(情報化推進担当部門及び課の共管事項)

第八条 情報化推進担当部門及び課は、次の事項を処理する。

一 情報化推進担当部門と課とが実施するプロジェクトの一元的な監理に関すること。

二 デジタルサービスの推進に関すること。

三 電子情報処理に従事する者の育成に関すること。

(情報処理指導主任の設置)

第九条 課に情報処理指導主任を置く。ただし、局長が情報処理指導主任を置く必要がないと認める課については、この限りでない。

2 情報処理指導主任は、局長が任免する。

(情報処理指導主任の職務)

第十条 情報処理指導主任は、その所属する課における次の事項を取り扱う。

一 電子情報処理に関する指導及び教育に関すること。

二 電子情報処理の促進及び改善に関すること。

三 電子情報、ソフトウェア、ハードウェア及びネットワーク（以下「情報資産」と

いう。)の適正な管理に関すること。

四 前三号に定めるもののほか、電子情報処理に関し必要なこと。

第三章 デジタルサービスの開発管理

第一節 デジタル関連施策の企画

(デジタル関連施策の企画)

第十一条 主管課長は、デジタル関連施策を企画しようとするときは、次の事項について検討しなければならない。

- 一 施策の目的とデジタルサービスが担う範囲
- 二 デジタルサービスの実現に向けた一又は複数のプロジェクトの推進体制の構築
- 三 プロジェクトの効果を測定する指標

第二節 プロジェクト監理

(プロジェクト監理の目的)

第十二条 プロジェクト監理は、前条各号に規定する検討項目を踏まえ、デジタルサービスの品質の確保及び向上を目的として行わなければならない。

(プロジェクト監理の実施)

第十三条 主管課長は、デジタルサービスの開発(リリース判定を含む。)及び維持に係る協議を行わなければならない。

2 プロジェクト監理及び協議の方法については、局長が、最高情報責任者と調整の上、別に定める。

第三節 情報処理システムの開発

(情報処理システムの開発)

第十四条 主管課長は、情報処理システムの開発をしようとするときは、次の事項について調査検討しなければならない。

- 一 経費の節減効果
- 二 事務処理の効率化及び簡素化
- 三 都民サービスの向上
- 四 既存の情報資産の活用
- 五 情報の保護等の安全策

六 システム化の対象範囲

七 システム化の実現方法

第四節 情報処理システムの評価

(システム評価の目的)

第十五条 システム評価は、前条各号に規定する調査検討項目を踏まえ、情報処理システムの有効性、効率性、信頼性、安全性等の確保及び向上を目的として行わなければならない。

(システム評価の実施)

第十六条 主管課長は、情報処理システムについて、開発計画の立案、開発過程及び運用の各段階でシステムの評価を行わなければならない。

2 システム評価の実施方法については、局長が、最高情報責任者と調整の上、別に定める。

第四章 データ通信ネットワークの運用管理

(ネットワークの管理の基本)

第十七条 主管課長は、ネットワークの安全性及び信頼性の向上を図り、データ通信ネットワークの効率的かつ円滑な運用が確保されるように努めなければならない。

2 主管課長は、データ通信ネットワークを利用して処理される機密を要する電子情報の保護に万全の措置を講じなければならない。

(ネットワークの利用)

第十八条 主管課長は、電子情報処理をオンラインで行う場合は、原則としてデータ通信ネットワークを利用しなければならない。

第十九条 主管課長は、新たにデータ通信ネットワークを利用し、データ通信ネットワークの利用方法を変更し、又はデータ通信ネットワークの利用を廃止するときは、局長に協議しなければならない。

(ネットワークの接続管理)

第二十条 主管課長は、情報処理システムをデータ通信ネットワークに安全かつ確実に接続させるため、データ通信ネットワークの接続管理を行わなければならない。

(ネットワーク設備の管理)

第二十一条 主管課長は、データ通信ネットワークに係る設備の正常な稼働を確保するように努めなければならない。

第五章 電子計算機及び電子情報の管理

第一節 電子計算機及管理

(電子計算機の設置及び管理)

第二十二条 主管課長は、必要に応じて電子計算機を設置し、管理することができる。

(電子計算機の買入れ等の協議)

第二十三条 主管課長は、前条の規定により電子計算機を設置し、管理する場合において、電子計算機の買入れ又は借入れをしようとするときは、あらかじめ局長に協議しなければならない。ただし、局長が別に定める場合は、この限りでない。

(電子計算機に係る契約の報告)

第二十四条 主管課長は、電子計算機の買入れ又は借入れの契約を締結したときは、速やかに局長に報告しなければならない。ただし、局長が別に定める場合は、この限りでない。

第二節 電子情報の管理

(データ相互利用の協議)

第二十五条 主管課長は、他の主管課長が管理するデータを利用しようとするときは、あらかじめ当該他の主管課長に協議するものとする。

2 前項の規定により協議を受けた主管課長は、当該利用の目的を検討の上、データの利用の適否及び取扱いについて、協議を行った主管課長に通知するものとする。

第三節 サイバーセキュリティ対策

(サイバーセキュリティ対策の基本)

第二十六条 局長は、サイバーセキュリティ対策実施体制を整備し、サイバー攻撃等の脅威から情報資産を守り、高度な安全性の確保に努めなければならない。

2 前項の実施に当たっては、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準に基づくものとする。

第六章 委託処理

(委託処理)

第二十七条 主管課長は、委託により電子情報処理（以下「委託処理」という。）をすることができる。

(委託処理の留意事項)

第二十八条 主管課長は、委託処理の契約に当たっては、次の各号に定める事項を特約しなければならない。

- 一 秘密の保持に関すること。
- 二 目的外使用の禁止に関すること。
- 三 委託処理により生じたものの権利の帰属に関すること。
- 四 電子情報処理の基本となる記録媒体及び記録物の保存方法及び保存期間に関すること。
- 五 処理条件に関すること。

2 前項に定めるもののほか、委託処理に係る必要事項は、デジタルサービス局長が別に定める事項に準ずる。

(委託処理の協議)

第二十九条 主管課長は、委託処理をしようとするとき又は委託処理の内容を変更しようとするときは、あらかじめ局長に協議しなければならない。ただし、局長が別に定める場合は、この限りでない。

(委託契約の報告)

第三十条 主管課長は、委託処理の契約を締結したときは、速やかに局長に報告しなければならない。ただし、局長が別に定める場合は、この限りでない。

第七章 雑則

(状況調査等)

第三十一条 局長は、必要があると認めるときは、デジタルサービスの開発、運用等について調査し、又は主管課長に報告を求めることができる。

(委任)

第三十二条 この規程の施行に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001

